

# 第7回農業委員会総会議事録

令和3年7月6日（火）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 報告(報告第24号から第26号)  
日程第4 議事(議案第21号から第23号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 堀 正

委員の定数 25名  
委員の現在数 25名

出 席 委 員 ( 2 5 人 )

1 番	樋上 豊	2 番	白山 一男
3 番	土合 正夫	4 番	帯刀 眞理子
5 番	浅井 満	6 番	城石 美枝子
7 番	金 賢志	8 番	炭谷 一三
9 番	森 敏朗	10 番	進藤 久司
11 番	栗山 信治	12 番	松山 宗則
13 番	明石 茂	14 番	末永 久義
15 番	林 康弘	16 番	高橋 吉博
17 番	前田 進	18 番	竹内 正治
19 番	永森 薫	20 番	高口 宗範
21 番	稲垣 潔	22 番	山崎 善夫
23 番	堀 正	24 番	有沢 敏博
25 番	小川 博行		

欠 席 委 員 ( 0 人 )

## 議事日程

### 第 1 議事録署名人の指名

### 第 2 会期の決定

第 3 報告第 24 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について  
報告第 25 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について  
報告第 26 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について

第 4 議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 22 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
議案第 23 号 農用地利用集積計画の決定について

## 事務のために出席した事務局職員

### 射水市農業委員会事務局

事務局長	遠藤 修	副主幹	村中 一也
主 査	吉田 大樹	主 事	原 美里

### 射水市農林水産課

主 任 矢野 由香里

## 会議の概要

開会時刻 午後 2 時 0 0 分

### 議長（堀会長）

ただいまから、第 7 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。  
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますこと  
をお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

## 議事録署名委員の指名

### 議長（堀会長）

まず、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長に  
おいて「15 番 林委員」「16 番 高橋委員」をそれぞれ指名します。

## 会 期 の 決 定

### 議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。  
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声起きる)

議長(堀会長)

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

報 告

議長(堀会長)

次に、日程第3 報告事項に入ります。

(報告第24号の説明)

議長(堀会長)

報告第24号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について  
を議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(吉田)

議案書により説明。

議長(堀会長)

以上で、事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(堀会長)

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。  
各案件について、ご了知をお願いいたします。

(報告第25号の説明)

議長(堀会長)

次に報告第25号農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理に  
ついて議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(吉田)

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。  
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第26号の説明）

議長（堀会長）

次に報告第26号農地法第18条第6項の規定による通知等についてを議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。  
各案件についてご了知をお願いいたします。

議 事

議長（堀会長）

次に日程第4、本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。  
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

（議案第21号説明・表決）

議長（堀会長）

それでは、まず議案第21号農地法第3条の規定による許可申請についてをお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

進藤委員

1番の案件について、 $m^2$ の面積で何をするのか。

事務局（吉田）

じゃがいもの作付けを行う。

議長（堀会長）

他に質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第21号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第21号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。

よって、議案第21号を許可することに可決されました。

（議案第22号説明・表決）

議長（堀会長）

次に、議案第22号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、地域の委員の意見に移ります。  
議案第22号の1番について、炭谷委員より説明をお願いします。

炭谷委員

議案第22号の1番について説明します。

申請人は、射水市内のビニールハウス36棟でコマツナやホウレンソウを周年栽培している認定農業者です。

現在、農機具や車両は、敷地が手狭なためビニールハウスの空きスペースや借地に保管及び駐車している状態です。このたび借地を返還することになり、新たに農機具置場、車両の駐車場及び作業用スペースが必要になりました。また、ビニールハウス内で収穫した作物は、その場で袋詰めと箱詰めを行っていますが、作業スペースが手狭で、従業員同士の間隔が確保できず密になっており、特に夏場の高温環境の作業は、従業員が体調を崩すこともあり、作業環境の改善を図るため、作業スペースの確保も必要です。

そのため、候補地を検討したところ、申請地を譲ってもらい、また、申請地に隣接する納屋を袋詰め等の作業場として借りることで地権者の承諾を得られたため、申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

議案第22号の2番について、永森委員より説明をお願いします。

永森委員

議案第22号の2番について説明します。

申請人は射水市内の農事組合法人です。

現在、農機具格納庫を2棟所有していますが、農業機械が年々大型化し、格納庫に収納しきれない機械3台については屋外保管しています。

また、第二格納庫を建ててからは、組合員の駐車スペースが不足しており、一部路上駐車している状況です。

これらを解消するために候補地を検討したところ、今回の申請地で地権者から承諾を得られたため、申請した次第であります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（堀会長）

議案第22号の3番について、竹内委員より説明をお願いします。

竹内委員

議案第22号の3番について説明します。

申請人は射水市内で を営んでいます。

現在、会社の西側に駐車場を借りていますが、返却することになりました。返却後は15台分の駐車スペースが不足するため、候補地を検討したところ、今回の申請地で地権者から承諾を得られたため、申請した次第であります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

議案第22号の4番について、末永委員より説明をお願いします。

末永委員

議案第22号の4番について説明します。

申請人は射水市内の農事組合法人です。

現在、専用の農機具格納庫を有していないため、トラクターや田植え機、コンバイン等の保有機械は、組合員が所有する納屋などを借りて保管しております。しかし、農機具の大型化に伴い、各々の納屋では狭く大変苦慮しています。

機械の点在による作業効率の低下を改善し、効率的かつ安定的な農業経営を確立するため、農機具格納庫の候補地を検討したところ、今回の申請地で地権者から承諾を得られたため、申請した次第であります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

小川委員

4番の案件について、埋め立てして残った部分の排水はどうなるのか。

事務局（吉田）

西側が用水、北側が排水である。

議長（堀会長）

他に質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

議案第22号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起きる）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第22号農地法第5条第1項の規定による許



可申請についてを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

議長 ( 堀会長 )

挙手全員であります。

よって議案第 2 2 号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

( 議案第 2 3 号説明・表決 )

議長 ( 堀会長 )

次に、議案第 2 3 号農用地利用集積計画の決定についてを議題としてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局 ( 矢野 )

議案書により説明。

議長 ( 堀会長 )

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

( 「なし」の声起きる )

議長 ( 堀会長 )

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第 2 3 号について、採決することにご異議ありませんか。

( 異議なしの声 起きる )

議長 ( 堀会長 )

ご異議なしと認めます。議案第 2 3 号農用地利用集積計画の決定についてを原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

議長 ( 堀会長 )

挙手全員であります。

よって、議案第 2 3 号射水市農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長 ( 堀会長 )

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。  
委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。  
以上をもって第7回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時30分

#### その他協議・報告事項

令和3年度農地利用状況調査について

のぼり旗の配付について

次回開催場所と時刻について

8月6日(金)午後2時から  
射水市役所大島分庁舎大会議室

その他

議 長

署名委員

署名委員